

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年6月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国総合気象アドバイザー業務
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : フィリピン国総合気象アドバイザー業務

調達管理番号 : 25a00158

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年6月11日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国総合気象アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年8月 ～ 2028年9月

JICAでは契約履行期間の分割を想定していませんが、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討の上、期間の分割案を提示することを認めます。

なお、契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２５年度（２０２６年１月頃）
- ２）２０２６年度（２０２７年１月頃）
- ３）２０２７年度（２０２８年１月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 6月17日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 6月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 6月23日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 7月 4日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 7月15日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5Kk5cbHUZq>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル

タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と協議・設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	PAGASA における気象分野の業務及びインフラの現状分析と課題の抽出、及び目指すべき業務の方向性	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、（4）気象分野の業務インフラ及び事業計画に係る現状確認調査及び改善に向けた助言
2	他省庁との役割分担を踏まえて、PAGASA が水文観測・解析、洪水予報・警報情報の提供で取り組むべき事項	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、（5）水文分野の業務インフラ及び事業計画に係る現状確認調査及び改善に向けた助言

3	気象水文情報の外部への提供・利用に必要な組織体制に関する対応策及び他省庁との連携に関して、PAGASA が保有する観測データの提供及び予報プロダクトの利用において想定される課題及び対応策	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、(6) PAGAS 気象水文情報の統合・管理及び外部への提供・利用の体制づくり
4	熱ストレス情報サービスに関するパイロット活動の作業工程（案）	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、(8) 熱ストレス情報サービス

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ■ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章2. (4) 配付資料／公開資料等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特

記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果の発現に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・なお、個別案件（専門家）のため、詳細計画策定調査及びRDの締結は実施しない。

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）フィリピン側の実施体制

本業務は、実施機関であるフィリピン大気地球物理天文局 PAGASA の組織強化及び業務能力向上に係るアドバイザー業務であり、気象・水文分野に関して、第4条業務の内容に記載する技術的な助言及び技術指導を行う。

各成果に対して Technical Working Group (TWG) を設置し、PAGASA は総括担当者及び業務従事者を配置するとともに、関連するフィリピン行政機関や学術界・研究機関の専門家をメンバーに含めることを予定としており、本業務の日本人コンサルタント専門家も TWG のメンバーとして参加する。また、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) を年1回開催し、事業の進捗の確認、計画の見直し、課題の確認等を、PAGASA 及び本業務の関係機関により実施する。

また、成果1については、TWG の他に中長期戦略計画の策定に係る関係機関及び有識者へのコンサルテーションを予定しており、同活動に対する技術的な助言を行う。

（2）日本側の実施体制

本アドバイザー業務は、PAGASA 全体の組織強化及び業務能力向上への助言を行

うものであり、同組織の所掌する業務が複数の専門分野に跨ることから、各専門分野に係る複数の業務従事者による技術的な助言・指導を行うこととする。

本業務の成果・活動を踏まえて、以下の分野の専門性・知見を持つ業務従事者を想定している。

- ・インフラ整備計画（全国の観測網・通信網の運営・維持管理の強化、適切な調達計画の助言）
- ・法制度整備（民間セクターでの気象水文情報の利活用促進や民間気象業務の許認可制度の改善等に係るガバナンス強化、産学官の連携強化のための PAGASA の役割の明確化）
- ・気象水文情報提供の基盤整備（外部利用システム・データポリシー等の整備）及び防災気象情報の利活用促進（外部の行政及び一般利用者との連携・インターフェースの強化）
- ・台風・大雨に起因した災害対応の円滑化及び充実に向けた体制強化（気象水文業務のためのレーダー整備・利用の計画策定、雨量マップの防災利用策の検討、災害履歴を踏まえた警報基準の在り方の検討）
- ・水文分野の業務・インフラの強化（洪水警報システムの改善等）
- ・極暑対策の体制整備（教育・保健行政との連携、予報の強化）

なお、海上気象分野及び航空気象分野は、JICA が直営等で別途短期専門家の派遣可否を検討していることから、本業務には個別具体的な技術的な助言は含まないものの、組織全体の業務インフラ計画や人員体制と関連する内容については、助言・提言を行う。また、JICA が直営等で派遣する専門家等と密なコミュニケーションを行い、PAGASA 組織全体のニーズ・課題・目標について情報提供するとともに、同専門家の調査・指導の結果を確認し、PAGASA Strategic Plan 2040 や PAGASA に提出する報告書の取り纏めを行う際に、これら結果を統合する。

JCC、TWG、コンサルテーション等は、円滑な運営に係るファシリテーションや連絡・調整が求められることから、本業務従事者に現地人材等による特殊傭人（フィリピン気象・水文機関での豊富な経験・知見に基づき助言を行うシニアアドバイザー、連絡・調整等のマネジメントを行うコーディネーター）を配置するなど要員計画に留意し、本業務の円滑な運営を図ること。

（３）中長期戦略計画の策定のプロセス

PAGASA は、2015 年に PAGASA 近代化法（PAGASA Modernization Act）を施行し、気象水文分野の業務及びインフラの強化を行った。その後も、所管官庁である科

学技術省（Department of Science and Technology: DOST）が策定した“Harmonized National Research and Development Agenda（HNRDA）2022-2028”における重点政策の実施や開発ドナーと連携した組織強化を図ってきた。一方で、世界的に見ても自然災害が多発するフィリピンにおいて、全国レベルでの気象水文業務サービスの拡充及び精度確保を行うためには、専門人材の育成を通じた技術能力の向上や関係行政機関との連携、産学官のユーザーへのデータ提供の強化及び気象業界のガバナンスの整備等、更なる近代化に向けた取り組みが求められている。加えて、気象水文分野の観測・予報・情報発出に係るインフラは、技術的に高度な機材・システムの調達及び運営・維持管理が求められるため、これら業務に必要な計画策定、人員確保及び予算確保のプロセスの整備を十分に行う必要がある。JICAは無償資金協力による3地点の気象レーダーの整備、及び2016～2019年と2020～2024年における技術協力プロジェクト、長期専門家派遣を通じて気象インフラの整備及び最新気象業務に関する技術移転を実施してきた。

このような背景から、PAGASAは本業務による協力を通じて中長期戦略計画（PAGASA Strategic Plan 2040）を策定し、必要な業務インフラの整理及び事業計画や必要な予算の検討を行う予定である。また、同戦略の策定プロセスでは、フィリピン政府関係機関（特に政策調整を担う国家経済開発庁（National Economic Development Agency: NEDA））や国内有識者による段階的なコンサルテーションを導入する予定である。

本業務では、プロジェクト開始時に Work Plan を PAGASA に提示・合意した後に、開始時～1年次に、PAGASAの気象・水文分野の業務・インフラ及び法制度に係る現状・課題を調査するとともに、2040年までに達成が求められる業務の目標（案）について、TWGのメンバーと共同で協議・作成するとともに、PAGASA Strategic Plan 2040のための素案を策定する。

2年次には、関係機関とのコンサルテーションを進め、PAGASA Strategic Plan 2040の更新作業をTWGと共に実施するとともに、最終版のドラフトを完成する。

3年次には、フィリピン政府内の正式承認プロセスを開始し、NEDA等の関係機関へのPAGASAによる説明やコメントへの対応を支援する。

（４）気象分野の業務インフラ及び事業計画に係る現状確認調査及び改善に向けた助言

PAGASAではPAGASA Modernization ActやJICAの無償資金協力、技術協力プロジェクトを通じて組織強化が取り組まれてきた一方で、気象業務は高度な専門技術やインフラを用いる性質や技術革新のスピードが速いことから、人員の質・量の強化及

びインフラの持続的な運用のための計画的な調達及び運営・維持管理が求められるため、中長期的な課題・目標を踏まえた計画の策定が求められている。

本業務では、技術協力プロジェクト「フィリピン国気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト」の業務完了報告書で取り纏めた提言に加えて、部署横断で対応すべき取り組みや PAGASA が 2040 年までに目指すべき目標を踏まえた業務計画について、調査・分析する。その際に、必要な人員体制やインフラの調達・運営維持管理に必要な予算規模についても検討する²。

（５）水文分野の業務インフラ及び事業計画に係る現状確認調査及び改善に向けた助言

技術協力プロジェクト「洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト」（2016 年 7 月～2019 年 6 月）では、PAGASA の水文気象部および対象の河川洪水予警報センターの洪水予警報システムのための統合データ管理・活用能力の強化を行った。同プロジェクトでは、洪水予警報システムの開発計画の策定能力の強化、水文気象データの品質管理・データ管理の強化、組織人員及び設備施設の標準化、カガヤン・デ・オロおよびタゴロアン川流域の洪水予警報システムの強化を実施した。

本業務では、上記プロジェクトで実施した取り組みの成果及びその全国的な普及状況について、PAGASA 及び他ドナーによる協力を含めて確認するとともに、現在の課題や今後の取り組むべき事項を整理し、TWG と共に中長期的な目標及び事業計画の方向性を協議し、取り纏める。その際に、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）など他省庁の保有する河川管理情報との連携に関して、データ統合の現状・課題・対応策についても確認・検討する。

また、水文分野にけるインフラ（気象レーダー含む）の整備状況を確認し、気象分野及び水文分野を合わせて、PAGASA 全体での運営維持管理に必要な体制（人員、予算、技術）及び今後の調達計画や必要予算の検討を行う³。

（６）PAGAS 気象水文情報の統合・管理及び外部への提供・利用の体制づくり

PAGASA の気象水文情報は、注意報・警報等の災害対応に係る防災情報、堤防等のインフラ整備、及び行政・民間企業・一般市民の防災活動等における基本情報として広く活用され、社会の基盤情報としての役割を担っており、産学官の様々な組織・ユ

² これまで PAGASA は、ドナー等の支援を得たタイミングで機材・システム整備を進めてきたが、運営・維持管理の持続性・効率性を確保するために、今後は PAGASA の予算、人員、技術のキャパシティに応じて計画的なインフラの調達が求められていることから、同課題への対応方法について、プロポーザルで提案すること。

³ PAGASA の他に、公共事業道路省（DPWH）等が水文観測を行っており、これら機関との役割分担や連携方法を踏まえて、PAGASA の業務の効率性や質の向上が求まれていることから、重点的に取り組むべき優先事項及び対応方法について、プロポーザルで提案すること。あわせて、PAGASA の保有する観測データや予報プロダクトを防災機関など外部へ提供するにあたっての水文分野の技術的な課題を分析し、プロポーザルに記載すること。

ユーザーからのニーズが高い。

一方で、他省庁（DPWH、OCD 等）との連携に関して、PAGASA からの観測データ・予警報プロダクトの提供及び関連機関における利用に関して、制度・体制が十分に確立されていない。また、PAGASA が保有する気象・水文分野の膨大な観測データの品質管理やデータ統合・外部利用に係る手続きに必要な人員・設備に加えて、データポリシー等の制度整備も合わせて必要となる。その際に、民間気象業務事業者の監理体制など、気象セクター全体のガバナンスのあり方や必要な法制度の改善等についても検討が必要となる。

本業務では、日本の気象水文情報のデータ利用に係る仕組みや組織横断的な防災情報の整備・提供に係る政府の取り組み等を事例としつつ、PAGASA のデータ統合・管理の在り方や必要な制度・体制についての具体的な方策を検討する。また、フィリピン全体での気象水文に係る防災情報や技術情報の管理について、政府機関（科学技術省）や世界銀行等での検討状況を踏まえて、制度面・技術面での課題や必要な取り組みについて助言し、PAGASA 及び TWG と協議・検討する⁴。

（７）台風・大雨・洪水の監視

PAGASA では気象部門での業務により台風・大雨の監視を行い、水文部門の業務により洪水の監視・警報の発令を行っている。また、気象・水文の両部門において、気象レーダーや雨量計・水位計など大規模な観測インフラの整備を行っているものの、島嶼国において全国に配置した観測インフラを運営・維持管理（サプライヤーとの保守契約を含む）することは、十分な人員体制や技術的能力、さらに予算が求められる。また、観測インフラの多くが開発ドナーが支援するタイミングで整備されてきたことからそれらは個別に運用されており効率的運用が困難である。それら全体を総合観測システムとして運用・維持管理・更新していくためには、中長期的なインフラ整備の計画や想定する規模・内容について計画を策定する必要がある。また、防災情報の提供主体として、気象・水文分野の業務の目標や必要な取り組みを明確化する必要がある。

本業務では、PAGASA の気象・水文の両部門を俯瞰して、現状・課題及び必要な取り組みについて調査を行い、その改善策について技術的な助言を行うとともに、TWG と共に中長期的な方針や事業計画について協議し、PAGASA Strategic Plan 2024 に反映する。

（８）熱ストレス情報サービス

⁴ 気象・水文の観測・予報・警報に関わる行政機関（公共事業道路省、市民防衛庁等）と連携したデータの提供体制を構築する必要がある。実況データ（Live）及び過去の観測データの双方について品質管理を経て蓄積・外部提供するために、必要とされる対応方法をプロポーザルで提案すること。

現在 PAGASA が作成し一部の都市で提供している熱ストレス情報は、精度向上及び保健省等の関係機関と連携した情報提供体制の整備が必要とされており、技術的な支援が要請された。

本業務では、将来全国に情報を提供する体制を整備する上での第一段階として、全国の主要都市（6カ所程度）をパイロット都市として選定し、観測に基づく Heat Index の有効性の検証、予測精度の客観的検証を行うことで、熱ストレス情報に係る技術の強化に係る支援を行う（第7条に記載の機材を利用）。また、本業務の終了後に PAGASA が全国的な展開を行う上で取り組むべき事項について、技術的な助言・提言を行う⁵。

また、熱ストレス情報の提供にかかる運用ガイドラインの作成を支援する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1：これまでの事業戦略（HNRDA）及び近代化法の実施状況及び PAGASA の主な業務内容に関する体制・技術能力について調査を行う。

活動 1-2：活動 1-1 をもとに、必要な法制度整備、インフラ整備、気象（水文）情報提供基盤の整備に関する制度面・体制面・予算面での課題及び対応策を整理する。

活動 1-3：2040 年に向けて、PAGASA が目指す業務の目標設定及び中長期戦略計画の策定を支援する。

活動 1-4：中長期戦略計画に対する政府関係機関及びフィリピン国内有識者によるコンサルテーションにおいて技術的な助言を行う。

活動 1-5：中長期戦略計画に係るフィリピン政府内の承認手続きにおいて、技術的な助言を行う。

② 成果2に関わる活動

活動 2-1：PAGASA の台風・大雨・洪水の監視に係る機材・システム・業務能

⁵ PAGASA の熱ストレス情報サービスは、主に数値予報データを利用しており、予報精度の改善を目指しているため、観測データ及び数値予報データを用いた解析技術の向上が必要とされており、将来的な全国展開（PAGASA がプロジェクト終了後に実施することを想定）を行うにあたって、本業務では主要都市（6カ所程度）をパイロット活動として実施する。このパイロット活動の具体的な作業工程（案）について、プロポーザルで提案すること。

力に係る調査を行う。

活動 2-2：気象レーダー、雨量計、水位計等の観測システム及び台風・大雨・洪水の予報システムについて、技術面・人員面・財務面での現状・課題を分析・整理する。

活動 2-3：PAGASA の大雨・洪水の監視に係る防災情報サービスの強化に係る課題・対応策を検討する。

活動 2-4：関連システムとして持続的に運用可能なインフラ及び人員の体制を踏まえて、中長期的な目標設定及び事業計画（システムの調達・運営・維持管理）の策定に係る技術支援を行う。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：暑さ指数（湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature (WBGT)) の過去の情報を整理し、WBGT メーターを設置するパイロット都市を決定する。

活動 3-2：WBGT に基づく熱ストレス情報の分析に係る枠組を作成する。

活動 3-3：パイロット都市での気温・湿度の予測ガイダンスを開発する。

活動 3-4：パイロット都市での WBGT 指数等の値をもとに、熱ストレス情報に関する予測・警報システムを開発する。

活動 3-5：熱ストレス情報の提供に関する関係機関との連携体制を構築する。

活動 3-6：パイロット都市において熱ストレス情報の精度検証を行い、現業運用を行う。

活動 3-7：将来的な全国展開に向けて必要な取り組みを整理する。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報

を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。
位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後 1 ヶ月以内	英語	電子データ	
業務進捗報告書 1	2025 年 1 月上旬	日本語・ 英語	電子データ	
業務進捗報告書 2	2026 年 1 月上旬	日本語・ 英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	簡易製本	4 部
			CD-R	4 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	簡易製本	4 部
			CD-R	4 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ 成果・活動
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（成果・活動に基づいた業務のフローに沿って記述）
- ③ 業務運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 成果の達成度
- ⑤ 成果の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)業務フローチャート
- (イ)人員計画（最終版）
- (ウ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (エ)JCC（合同調整委員会）議事録等
- (オ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

熱ストレス情報の提供にかかる運用ガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁶。

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	WBGT メーター	湿球黒球温度（Wet-Bulb Globe Temperature index（WBGT）メーター（基準器）	1	供与機材	定額計上
2	WBGT メーター	WBGT メーター（標準型）	5	供与機材	定額計上
3	WBGT メーター	WBGT メーター（データ検証用）	15	供与機材	定額計上
4	WBGT 分析・予測用サーバー	WBGT の観測データを解析するための機材一式	1	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

別紙

案件概要表

1. 案件名

国 名：フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：総合気象

Comprehensive Meteorology

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は、フィリピンは台風の経路である太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、1年を通じて熱帯低気圧、南西・北東モンスーンに起因する様々な気象災害に見舞われる。フィリピンでは、1980年から2022年にかけて自然災害により死者約5万人、被災者約2億3,775万人、経済被害額約284億USドルという甚大な被害が発生している（EM-DAT）。このうち被災者の70%が台風やモンスーンによる降雨と洪水、24%が高潮・高波により被害を受けていることから、風水害が最も大きな人的被害をもたらすハザード（災害種）である。また、酷暑対策による学校の休校など、高温多湿による市民生活や健康への影響が課題となっている。

これに対して、フィリピン地球物理天文庁（Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration: PAGASA）は、災害を引き起こす気象現象を監視し、国の防災管理体制の中で気象に関する情報を提供する役割を担っており、防災・気候変動対策への取り組みを強化する方針である。PAGASAを所掌する科学技術省（Department of Science and Technology: DOST）は、“Harmonized National Research and Development Agenda（HNRDA）2022-2028”を策定し、災害リスク軽減（DRR）や気候変動（CC）を重点分野の一つと位置付け、台風、暴風、洪水、高潮・高波への対応において、1）公共サービス向け地球観測ソリューションの開発（マルチハザード評価ツールとシステム）、2）気象の観測・予報業務の近代化（LIGTAS BAHA）を上げている。また、気象予報、洪水、気候に関するプログラムに関して、PAGASAの取り組みは、セクター評議会を通じた大規模な資金調達の対象事業と位置づけ、気象予報・警報（FREWARN）、洪水・土砂災害のモニタリング（LIGTAS BAHA）、気候情報サービス（CLIM'UP）における具体的な技術開発分野を上げている。

これまで、PAGASAは、2015年にはPAGASA近代化法の施行等により、気象観測や予報の質向上のための取り組みがなされ、技術協力プロジェクト「高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト」（2021年2月～2024年11月）及び「洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト」（2016年7月～2019年6月）を通じて、気象分野及び水文分野（洪水）に係る予報・警報サービスの強化を行ってきた。また、気候変動の影響による極端気象への対応として、熱ストレスに関する情報（日本の熱中症警戒アラート）の提供などを実施している。一方で、気象水文の観測・予報に係る機材・システムの拡張・高度化に伴い、これまで個別案件毎に進めてきた事業強化や機材・システム整備では、組織全体のインフラの運営・維持管理・更新に係る計画的な調達・予算確保や、多岐に渡る業務サービスに必要な専門人材の育成・

増強等に、対応できない状況となっている。このため、組織全体の観測・予報業務に係るインフラ及びサービスを中長期的な戦略計画として整理するとともに、必要な制度・体制の再構築（気象ガバナンスの整備、データ提供の体制構築・ポリシーの設定等）が求められている。

また、2023年に策定された「フィリピン開発計画（PDP2023-2028）」では、①個人と家族の能力を開発し保護する、②生産部門を変革して、より質の高い雇用を生み出し、競争力のある製品を生産する、という2つの柱を掲げ、その前提となる環境整備施策として「Accelerate Climate Action and Strengthen Disaster Resilience」を重点分野として位置づけている。本重点分野では、自然災害や気候変動に係るリスク把握や予防・準備に係る早期警報の強化を図るとともに、政府機関によるコミュニティや民間セクターを含む地域の防災活動に必要なデータ提供や関連データ管理体制の強化を目指している。フィリピン政府の長期国家戦略「AmBisyon Natin 2040」（2015年施行）では、貧困者をなくし経済社会が成熟した中流階級社会を目指す方針を掲げている。

このような背景を踏まえ、PAGASAは、2040年に向けた組織の戦略計画の策定に取り組む方針であり、必要な予算、人材、インフラ、業務サービス、法制度を把握し、組織の中長期的な業務計画を整理・分析するための技術支援を日本政府に要請した。総合気象（以下、「本事業」という。）は、PAGASAに対して、組織の中長期戦略計画の策定及び主要な開発課題（大雨・高温に起因した災害）に係る計画策定・体制構築に係る法制度面、体制面、技術面等について助言を提供するものであり、上記フィリピン政府の政策及び計画の実現及び次期政策の検討に寄与するものとして位置づけられる。

（2）防災セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2023年9月）における重点分野「包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」に位置づけられ、「フィリピン国JICA国別分析ペーパー」（2020年7月）において、地震対策に関して十分な取り組みが行われておらず、今後の対策強化が求められる分野であるとされており、本事業はこれら分析、方針に合致する。また、本事業は防災・復興グローバルアジェンダに位置付けられ、「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」クラスターを推進するものである。

また、2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」において、政策と学術研究との連携を支援することを奨励しており、同枠組を推進する「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（2019年～2022年）を表明している。JICAはこれらの実施を重要課題のひとつとして掲げており、本事業は、同枠組みの優先行動1「災害リスクの理解」、優先行動2「災害リスク管理のための災害リスクガバナンスの強化」、優先行動3「レジリエンスのための災害リスク軽減への投資」に貢献するものであり、JICAの協力方針とも合致している。

なお、本事業は、フィリピンにおける災害リスクの低減に貢献することから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、ゴール11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に資するものである。

（3）他の援助機関の対応

KOICAが「Establishment of Communication, Ocean, and Meteorological Satellite (COMS) Data Analysis System」（2013年～2016年）及び「Development of Flood

Forecasting and Early Warning System for the Greater Metro Manila and surrounding provinces of Laguna Lake Complex for Disaster Mitigation (EWS4) Project」(2021 年～2026 年、12.7 百万ドル)を、台湾が「Typhoon Formulation, Structure and Intensity Change in Western North Pacific and Wave Observation and Modelling」(2017 年～2019 年)を実施している。右プロジェクトは個別の気象水文サービスの能力強化であるため、本事業の活動内容とは重複していない事を確認している。一方で案件の活動を進めていく上で他援助機関のプロジェクト成果を活用できる可能性を検討する。

3. 事業概要

- (1) プロジェクトサイト／対象地域名
メトロマニラ（マニラ首都圏）および全国
- (2) 事業実施期間
2025 年 8 月～2028 年 8 月を予定（計 36 カ月）
- (3) 事業実施体制
実施機関：（和）フィリピン大気地球物理天文庁
（英）Philippines Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration（PAGASA）

4. 事業の枠組み

- (1) 成果
 - 1. PAGASA 戦略計画 2040 が策定される。
 - 2. 台風・大雨・洪水の観測・予警報・情報提供のための体制強化に係る制度設計及び実施計画が策定される。
 - 3. 熱ストレス情報サービスの提供にかかる体制が強化される。
- (2) 主な活動
専門家は、JICA 本部及びフィリピン事務所と連携して、以下の活動を実施する。
 - 1-1 これまでの事業戦略（HNRDA）、近代化法の実施状況、過去の JICA 及び他ドナーによる事業等のレビューや、現在の PAGASA の主な業務内容に関する体制・技術能力について調査することで、現在の課題・今後の取り組みを整理する。
 - 1-2 1-1 をもとに、必要な法制度整備、インフラ整備、気象・水文の情報提供に係る基盤整備に関する予算面・制度面・体制面での課題及び対応策を整理する。
 - 1-3 2040 年に向けて、PAGASA が目指す業務の目標設定及び中長期計画（PAGASA 戦略計画 2040）の策定を支援する。
 - 1-4 PAGASA 戦略計画 2040 に対する政府関係機関及びフィリピン国内有識者によるコンサルテーションにおいて技術的な助言を行う。
 - 1-5 PAGASA 戦略計画 2040 に係るフィリピン政府内の承認手続きにおいて、技術的な助言を行う。
 - 2-1 PAGASA の大雨・洪水の監視に係る機材・システム・業務能力に係る調査を行う。
 - 2-2 気象レーダー、雨量計、水位計等の観測システム及び台風・大雨・洪水の予警報システムについて、財務面・技術面・人員面での現状・課題を分析・整理する。
 - 2-3 PAGASA の台風・大雨・洪水の監視に係る防災情報サービスの強化に係る課

題・対応策を検討する。

2-4 持続的に運用可能なインフラ及び人員の体制を踏まえて、中長期的な目標設定及び事業計画（システムの調達・運営・維持管理）の策定に係る技術支援を行う。

3-1 湿球球体温度（Wet Bulb Globe Temperature (WBGT)）の過去の情報を整理し、WBGT メーターを設置するパイロット都市を決定する。

3-2 WBGT に基づく熱ストレス情報の分析に係る枠組を作成する。

3-3 パイロット都市での気温・湿度の予測ガイダンスを開発する。

3-4 パイロット都市での WBGT 指数の予測・警報システムを開発する。

3-5 熱ストレス情報の提供に関する関係機関との連携体制を構築する。

3-6 パイロット都市でのデータ検証を行い、現業運用を行う。

3-7 将来的な全国展開に向けて必要な取り組みを整理する。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する、必要に応じて計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（計画の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込み

を検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

☐ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☐ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内

容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

別紙

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
-

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：気象観測・予報及び人材育成に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安 2号】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年8月～2028年9月の約3年2カ月間を想定

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 35.62 人月

2）渡航回数を目途 延べ57回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定していません。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

➤ 要請書

➤ 技術協力プロジェクト「洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト」事後評価（内部評価）暫定結果

2）公開資料

➤ フィリピン国気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（2014年3月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018848.html>

➤ フィリピン国気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト 業務完了報告書（2017年5月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031719.html>

➤ フィリピン国高品質の気象観測、予報、警報能力強化プロジェクト（第2期）プロジェクト業務完了報告書（2024年12月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12388724.pdf>

- フィリピン国洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト（有償勘定技術支援）業務完了報告書（2019年7月）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_12326120.html

- フィリピン国洪水予警報の統合データ管理能力強化プロジェクト（有償勘定技術支援）事業事前評価表（2015年）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400816_1_s.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	☒ 有／ ☐ 無
2	通訳の配置（＊語⇄＊語）	☒ 有（＊名）／ ☐ 無（英語のみでの業務が可能）
3	執務スペース	☒ 有／ ☐ 無
4	家具（机・椅子・棚等）	☒ 有／ ☐ 無
5	事務機器（コピー機等）	☒ 有／ ☐ 無
6	Wi-Fi	☒ 有／ ☐ 無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たって

は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

180,639,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２） 上限額を超える別提案に関する経費
- ３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（５）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（１１，８００，０００円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	WBGTメーター （基準器、標準 型、データ検証 用）の調達に係	「第２章 特 記仕様書案」 「第７条 機 材調達」	10,500,000円	機材の購入費、輸送 費、据付費	機材購入費

	る経費				
2	WBGT分析・予測用サーバーの調達に係る経費	「第2章 特記仕様書案」 「第7条 機材調達」	1,300,000円	機材の購入費、	機材購入費

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)